

国土交通省業務継続計画

平成 1 9 年 6 月

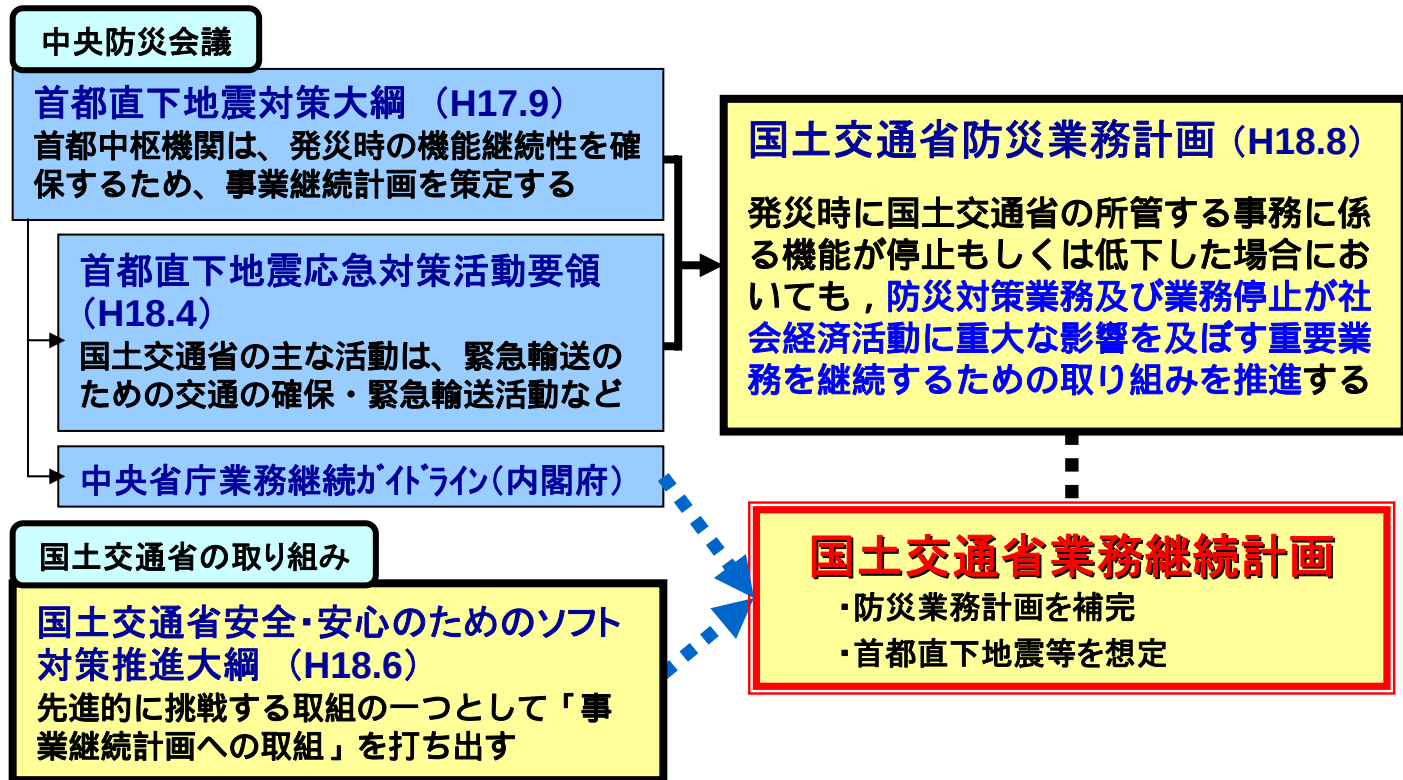
国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure and Transport

国土交通省BCP(業務継続計画)の概要

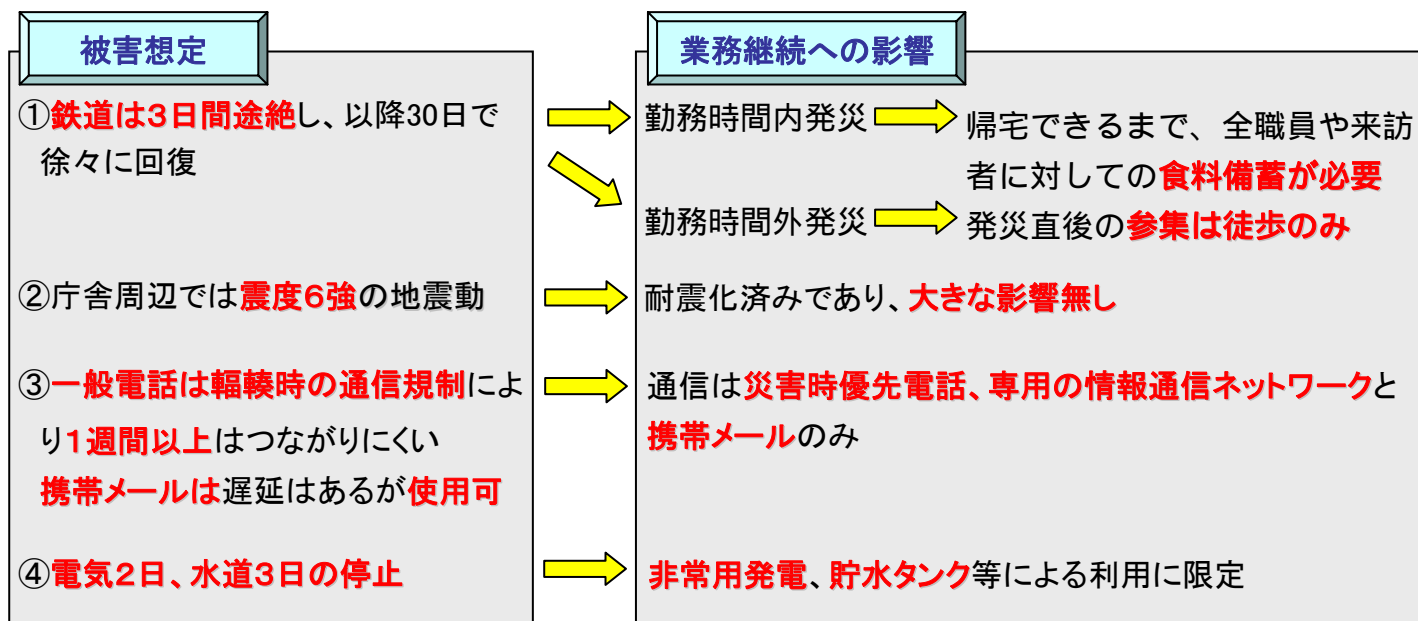
BCP(Business Continuity Plan)・・・自然災害など、予期せぬ事態が発生したときでも、業務を継続できるようにするための計画

■ 背景



■ 想定被害と業務継続への影響

首都直下地震(東京湾北部地震(M7.3):中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」)を想定



■ 計画の策定

- ・業務が停止した場合の影響を評価し、継続すべき優先業務を抽出
- ・勤務時間外に発災し、徒歩による参集を想定して、参集可能な人員数を把握
- ・これらの条件の下で、課室単位で優先業務の遂行状況を検証

継続すべき優先業務の抽出

➤ 当該業務が停止又は回復されない場合に

- ◆ 国民生活・社会経済活動に与えると想定される影響を5段階(影響は軽微～影響が極めて大きい)で評価
- ◆ 発災からの経過時間毎に、どの程度のレベルの影響が想定されるかを評価

➤ 継続すべき業務は、1ヶ月以内にレベルⅢ(影響度は中度、国民生活の不便等の社会的影響が発生)以上の影響が生じる業務を抽出 ➡ 結果次ページ

参集可能な人員数の把握

➤ 職員の居住地データ等をもとに参集可能人数を課室単位で算出

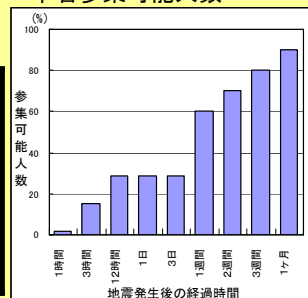
<職員参集可能人数の考え方>

- ◆ 発災後3日間は、本省から20km圏内の居住者が徒歩で参集
- ◆ 本人・家族の被災、周辺の救出・救助活動に従事

参集可能人数の想定

発災後	参集可能人数
1時間目	4km圏内職員の約6割
3時間目	12km圏内職員の約6割
1日～3日目	20km圏内職員の約6割
30日目	全職員の9割

本省参集可能人数



課室単位で職員の確保が困難な場合は局単位で調整

■ 業務継続のための執務体制

- 参集要員の指定(各部局各課室であらかじめ指定。少なくとも年2回見直しを実施)
- 安否確認(携帯メールを活用した安否確認)

<首都直下地震発災時の職員の主な行動>

	参集要員(継続すべき優先業務従事職員)	参集要員でない職員
勤務時間外	・自動参集し、業務に従事 ・参集できない場合は速やかに所属長に連絡 ・参集時は可能な限り食料・飲料水を持参、安全に留意	・安否情報を報告 ・自宅等で待機し、状況把握に努め、上司の指示を待つ ・この間、自宅周辺で地域貢献に取り組む(救出・救助活動等)
勤務時間内	・家族安否を確認し、業務に従事	・帰宅手段が明らかになるまで庁舎内で待機(最低でも1日～2日の可能性) ・この間、継続すべき優先業務の支援、救出・救助活動に従事

■ 継続すべき優先業務

首都直下地震応急対策業務

…首都直下地震発生時に国土交通省が果たすべき
災害応急対策業務

復旧 目標 時間	開始すべき行動	国土交通省の活動		
		共通	交通確保・輸送活動	その他
1時間	● 災害情報公表	・ 参集 他省庁・地方局連絡体制確立 ・ 情報収集		・被災建築物応急危険度判定士の調整
3時間	●省対処方針公表(大臣 会見)	・ 緊急災対本部設置 ・第1回本部会議 (情報集約と対処方針)	・緊急輸送(部隊移動、医 療搬送)の調整	・官庁施設の緊急点検
12時間	●基幹的広域防災拠点の 一部運用開始(政府) ・有明の丘/東扇島	・ 緊急復旧・啓開のための調整 ・ 専門家や調査団の派遣調整 ・ 広域応援・支援の調整	・ 緊急輸送(物資、食料)の 調整	・空き家情報提供のための 調整
1日間	● 最低限の緊急輸送基盤 (道路、空港、港湾)確保		・広域支援部隊の進出のた めの緊急輸送ルートの一部 供用 ・空港一部供用(ヘリのみ) ・港湾(一部耐震強化岸壁) 供用	・被災住宅等緊急補修の電 話相談窓口設置の調整 ・車検証の有効期間の伸長 に係る連絡・調整
3日間	● 主な緊急復旧完了・供 用 ・緊急輸送道路/岸壁/ 空港/河川 ● 危険度判定の広域応援 ・建築物/宅地 ●災害復興住宅の融資	・緊急対策のための予算調整	・幹線道路、防災拠点への 緊急輸送道路の一部供用 ・空港一部供用	・被災宅地危険度判定の全 国調整 ・災害復興住宅融資のため の調整 ・直轄河川の緊急復旧完了 (洪水対応) ・宿泊施設への浴場提供等 依頼
1週間	● 応急収容活動の実施		・港湾(耐震強化岸壁)全面 供用	・応急仮設住宅建設支援 ・官庁施設緊急対策支援
2週間	●住宅再建・修繕支援			・住宅修繕支援隊派遣調整

一般継続重要業務

…国民の生命・安全の維持、国民の権利や財産の
保全等のために継続することが必要な業務

復旧目 標時間	業務のカテゴリー	代表的な国土交通省の業務
1時間	○即時に対応しなければ、 直ちに国民の生命等に被害がおそれのある運行(航)管理、施設管理等業務	・航空路、空港及び航空保安施設の管理、運用 ・航空機の運航に関する許可、命令等
12時間	○ 首都圏以外の災害・事故等対応 業務(警戒体制レベルの連絡調整ができる体制を確保)	・首都圏以外での交通機関、建築物、油汚染等の事故対応 ・首都圏以外での自然災害対応 ・河川情報の提供
1日間	○システムの停止が許認可業務等の処理にあたって 全国的に影響を及ぼすようなシステム運用業務	・自動車登録検査業務電子情報処理 システムの運用 (バックアップ)
1週間 以内～	○国民個人への資格の付与等、長期間業務が停滞すると、 国民の権利・義務に直接相当程度の影響が生じる許認可業務 ※メルクマール:標準処理期間1ヶ月未満かつ月間平均処理件数1 件以上	・水先人の免許更新等 ・航空機の耐空証明
1ヶ月 ～	○事業許認可等、一定期間業務が停滞しても社会的影響が比較 的小さい許認可業務 ※メルクマール:標準処理期間1ヶ月以上または月平均処理件数 が1件未満 ○政策の企画・立案等に関する業務	・旅行業の登録 ・倉庫業の登録

■ 執務環境の確保

優先業務を継続するために必要となる以下のような基本的な執務環境の確保策をとりまとめ

1. 庁舎・設備

(1) 執務室の安全

- ・各部局(各課室)のロジ業務※の担当は、各々の執務室の入居の可否を判断
- ・什器転倒等防止対策状況の確認

(2) 備蓄

- ・帰宅困難問題に対応するため、来訪者も含めた飲食物、簡易トイレ対応

(3) 電力等の諸機能

- ・停電時には非常用電源に自動的に切り替え
- ・排水、空調、エレベーターの機能確保

2. 情報・通信

- ・職員が作成したデータは多目的サーバにおいてバックアップ
- ・専用無線通信網と光ファイバ網を組み合わせた統合通信網による通信確保

3. 広報

- ・ホームページのサーバは2号館と3号館の両方に設置

4. 帰宅困難者等への対応

- ・来訪者及び庁舎外の帰宅困難者に対する行動マニュアルの作成

5. 負傷者の救護

- ・付近に居合わせた人が対応することを含め迅速に行動

ロジ業務※:室内の片付け、機器のチェック及び不具合の対応、飲食物等の調達、休憩スペースの確保、傷病者の応急手当、来訪者・帰宅困難者の対応等、本来業務を遂行するための後方支援業務

■ 今後の予定(課題)

1. 教育・訓練と計画の見直し

業務継続の重要性を職員一人一人に定着させるため、日常からの訓練、教育を実施し、PDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、業務継続力の向上を図る。

2. 執務環境のさらなる改善

予算措置等が伴う次のような事項については今後計画的に実施

- ・専用無線通信網の通信用鉄塔の耐震対策
- ・インターネット回線が途切れた場合に備えた出先機関HP等の活用 等

3. 関連機関への普及

- ・地方支分部局等のBCP作成
- ・業務継続に必要な民間企業等に対して保守契約の見直し

4. 内閣府の中央省庁ガイドラインを踏まえた関係省庁間の調整

目 次

第1章 業務継続の基本方針と計画の構成	...	1
1．背景と位置づけ	...	1
2．基本方針	...	2
3．本計画の構成	...	3
第2章 想定災害と業務継続への影響	...	4
第3章 継続すべき優先業務	...	6
1．国土交通省の任務・役割	...	6
2．業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出	...	6
3．首都直下地震応急対策業務	...	7
4．一般継続重要業務	...	10
第4章 業務継続のための執務体制	...	12
1．参集要員の指定	...	12
2．発災時の行動	...	12
3．安否確認	...	14
4．権限委任	...	15
第5章 業務継続のための執務環境の確保	...	16
1．庁舎・設備	...	16
2．通信	...	19
3．行政情報システム	...	20
4．広報	...	21
5．防災センターの代替措置	...	22
6．帰宅困難者等への対応	...	22
7．負傷者の救護	...	23
8．各個人における業務継続への取り組み	...	23
第6章 教育、訓練及び計画の見直し	...	24
(参考資料)		
参考 - 1 東京湾北部地震の被害想定(中央防災会議)	...	25
参考 - 2 業務継続計画における被害想定の方考え方	...	26
参考 - 3 首都直下地震の標準参集可能職員(想定)の方考え方	...	27

第1章 業務継続の基本方針と本計画の構成

1. 背景と位置付け

平成17年9月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」においては、首都直下地震により、“膨大な人的・物的被害の発生”とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じるほか、海外への被害の波及が想定されることから、政治、行政、経済の枢要部分を担う“首都中枢機能の継続性確保”が不可欠とし、首都中枢機関は首都中枢機能の継続性確保のための計画を作成することとしている。

また、平成18年4月に策定した「首都直下地震応急対策活動要領」では、国土交通省の主な活動として、緊急輸送のため、道路・航路の応急復旧や障害物の除去等による交通の確保、運送事業者等に対する緊急輸送の要請、船舶、航空機を用いた緊急輸送、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）における緊急輸送活動の支援等の緊急輸送活動などが規定されている。このように、国土交通省は道路、航空、港湾等のライフライン・インフラ施設の多くを所管するとともに、我が国の国民生活や経済活動に直接関わる分野を多く所管し、我が国の経済・社会活動の継続性確保を図る上で重大な責務を負っている。

同年6月に「国土交通省安全安心のためのソフト対策推進大綱」を策定し、この中で新たな領域に先進的に挑戦する取り組みの一つとして「事業継続計画への取り組み」を打ち出した。

このような背景から、平成18年8月、国土交通省防災会議において、「国土交通省防災業務計画」を次のように修正し、他の府省庁に先んじて、業務継続の取り組みに着手することとなった。

国土交通省防災業務計画（H18.8 修正）第1編総則、第2章防災対策の基本方針より

- 地震の発生時に国土交通省の所管する事務に係る機能が停止もしくは低下した場合においても、防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための取り組みを推進するものとする。

国土交通省は、その所管する事務に係る機能が停止又は低下する可能性のある首都直下地震発生時等においても、国土交通省防災業務計画に基づく防災対策業務を遅滞なく実施するとともに、業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務を継続する必要がある。

「国土交通省業務継続計画」（以下「本計画」という）は、このような国土交通省本省に与えられたミッションの達成に必要な業務の継続性を確保するために必要な取り組みを定めるものである。

- ・ 本計画は、国土交通省防災業務計画を補完するものである。訓練、災害に

関する経験、対策の積み重ね、省内外の状況の変化等により、毎年、本計画を見直し、必要な修正を加える。また、本計画の見直し・修正を通じて、必要があると判断した場合には、防災業務計画についても見直しの対象とする。

- ・施設等機関及び地方支分部局の長は、国土交通省防災業務計画及び本計画との整合に十分留意し、その所掌事務に関し業務継続計画（以下、「地方等業務継続計画」という）を作成しなければならない。本省の各部局は、施設等機関及び地方支分部局の作成又は修正に協力するものとし、また、地方等業務継続計画の作成又は修正がなされた際には、必要に応じて本計画を見直しするものとする。なお、施設等機関及び地方支分部局は、地方等業務継続計画を作成又は修正したときは、速やかにこれを国土交通省本省に報告しなければならない。

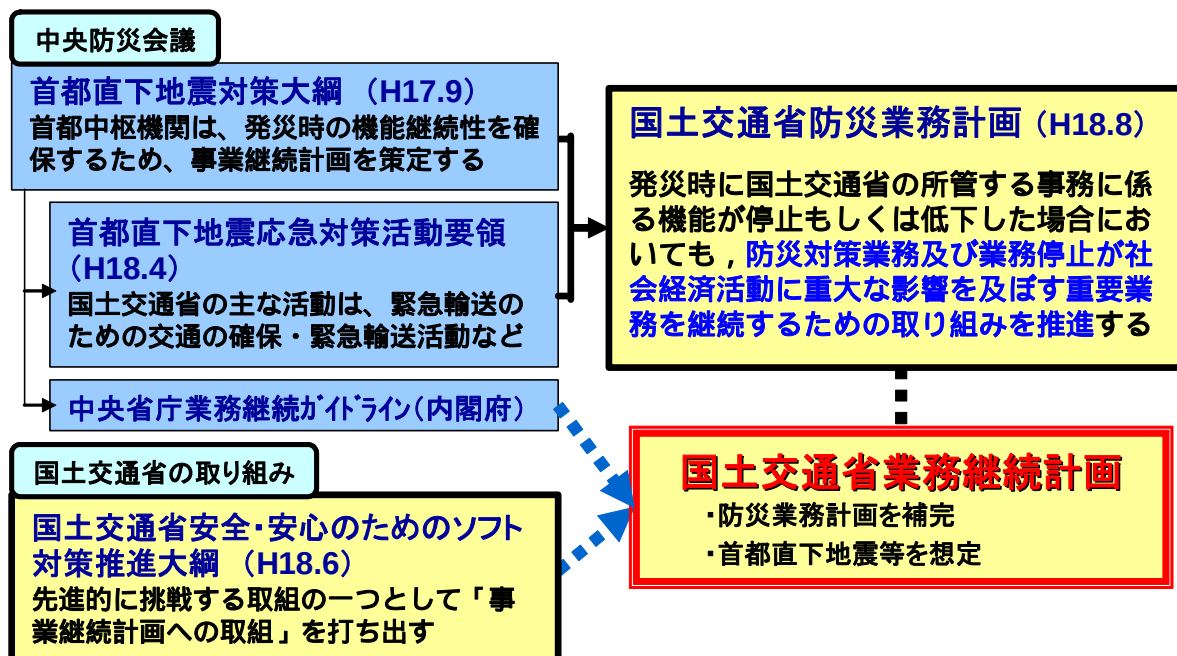


図-1 国土交通省業務継続計画の位置づけ（各種計画の関係）

2. 基本方針

国土交通省は、「国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の統合的な整備、交通政策の推進」を図ることを任務としている（国土交通省設置法第3条）。国土交通省は、その諸機能を継続するため、下記の方針にもとづいて、業務継続性の確保を図る。

被災地・被災者を対象とした応急対策活動に万全を尽くす。

国民の生命安全、財産保全等の国民生活や民間の経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。

国土交通省の職員（庁舎内の来客者を含む）の安全を確保する。

国土交通省の業務継続性の確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。

３．本計画の構成

本計画は６章で構成する。

第１章では本計画の位置づけと基本方針を、第２章は本計画を策定するにあたって想定する災害及びその災害による業務継続への影響を、第３章は継続すべき優先業務の評価基準の考え方及び抽出結果を、第４章は職員の参集・非参集の明確化や行動の整理、指揮命令系統の明確化など、業務継続に必要な執務体制を、第５章は電力、通信の確保、飲食物等の備蓄、負傷者対策等の基礎業務（ロジ業務を含む）で構成される執務環境の確保を、第６章は本計画に係る不断の訓練、見直しを通じて、業務継続性の確保方策の具体化・向上を図ることを記述する。

なお、本計画を定める事項の外、各部局又は各課室レベルでの、より詳細な事項を定めたマニュアルの整備、見直しを行う。具体的には、業務の実施手順、連絡先情報、データや各種機材、備蓄品の所在等の事項について定めておく。

ロジ業務：

室内の片付け、コピー機、プリンタ等の機器のチェック及び不具合の対応、飲食物、簡易トイレ等の調達、休憩スペースの確保、傷病者の応急手当、来訪者・帰宅困難者の対応等、本来業務を遂行するための後方支援業務

第2章 想定災害と業務継続への影響

想定災害は、中央防災会議で想定されている東京湾北部地震（M7.3、東京23区の最大震度6強）とし、その被害想定は中央防災会議の想定（H17.7）を基本として、詳細の前提条件を次のように設定する。

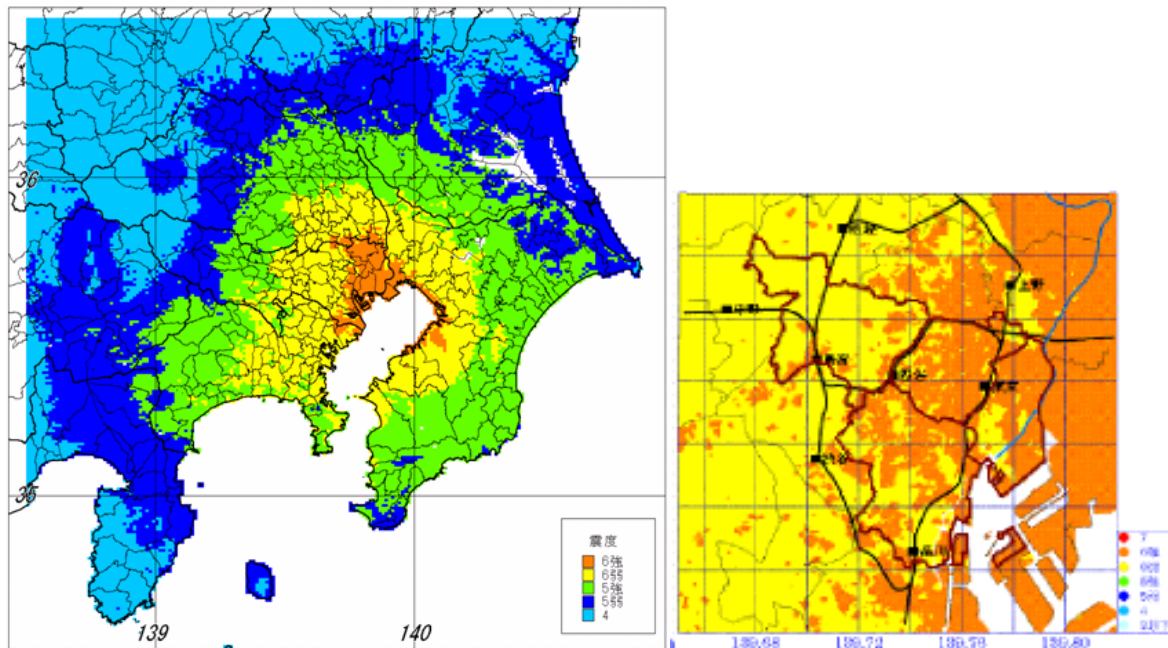


図-2 東京湾北部地震（M7.3）による震度分布図（平成17年7月中央防災会議報告「首都直下地震対策専門調査会報告」）

前提条件

被害概要（最大）：（中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」被害想定）

- ・死者約1.1万人。負傷者約21万人（うち重傷者約3.7万人）
- ・帰宅困難者約650万人（都内で約390万人）
- ・避難者、1日後約700万人（うち避難所生活者約460万人）
1ヶ月後約410万人（うち避難所生活者約270万人）
- ・建物全壊約85万棟（うち火災焼失約65万棟）
- ・ライフライン施設被害による供給支障（発災1日後）
 - 電力約160万軒（12.9％）
 - 上水道約1、100万人（33.3％）
 - ガス約120万軒（19.0％）
 - 通信約110万回線（9.3％）

（各括弧内の数字は東京都内における支障率を表す。）

公共交通機関（鉄道）：

震度5強以上の区域は地震発生後3日間途絶。3日目以降は徐々に回復。30日で全路線が運行ができる程度まで回復。

本省庁舎：設備等も含め、大きな被害はなし。

本省庁舎に係るライフライン等の途絶による影響

- ・電気：供給が復旧（２日間）するまで非常用発電設備を使用。通常の半分の電気容量が供給可能。使用できる照明は１／３程度となり、使用できるコンセントは制限される。ＰＣ、電話機等の事務機器は使用可能。冷蔵庫、電気ポット等の執務に直接関係しない電気製品及び電気容量の大きな機器は使用不可。
- ・電話：一般電話：ＮＴＴ等、通信事業者回線は、１週間以上輻輳によりつながりにくい。
携帯電話：１週間程度、輻輳によりつながりにくい。パケット通信は使用可能。
- ・マイクロ回線（国土交通省専用通信網関係）：
映像（大容量）：光ファイバの一部断線。６時間を目途に特に重要なものは応急復旧。３６時間を目途に重要なものは復旧。
通話：通信設備が被災し、一部事務所との通話は途絶。６時間を目途に特に重要なものは応急復旧。２４時間を目途に重要なものは復旧。
- ・インターネット：地震の発生後６日間程度は、通信回線の断線等が発生し、事業者による復旧も行われないため使用不可。
- ・上水（飲料水）：事業者による供給が復旧（３日間）するまで使用不可（貯水タンクに貯留分のみ制限付きで可能）。上水が復旧しても下水道復旧まで使用不可。
- ・トイレ：原則として、上水・下水道復旧（３日間）するまで使用不可（その間は簡易トイレを使用）。２号館の一部は制限付きで使用可能。
- ・ガス：事業者による供給が復旧するまで使用不可。

これらの想定は、本計画の具体的な検討のため、施設・設備の整備状況や阪神淡路大震災時の被災状況等を参考として独自に設定したもの
電気の復旧期間は、中小企業庁指針より引用

なお、本計画では首都直下地震以外の大規模な災害・事故（非常体制以上）等の同時発生はないと仮定する。したがって、首都直下地震以外の国土交通省本省の防災体制は、警戒体制までと仮定して、継続すべき優先業務の検討を行った。

本計画は、想定災害を首都直下地震として策定したものであるが、今後、大規模水害等他の事象も想定して、内容の充実を図っていくこととする。

第3章 継続すべき優先業務

1. 国土交通省の任務・役割

「国土交通省防災業務計画」では、災害が発生した場合に国土交通省が行う防災業務の基本となるべき事項について定めている。国土交通省の本省や地方支分部局等が首都直下地震に見舞われた場合に、防災業務計画及び「首都直下地震応急対策活動要領」で定められている業務は最優先で取り組むべきものであり、それ以外の一般業務のうち特に継続実施が不可欠とされた業務と併せ、限られた人的・物的資源をこれらの業務に集中的に投入することとする。

2. 業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出

真に継続が必要な業務を抽出するため、想定災害の発生後、業務停止による社会への影響度を評価する業務影響分析を行い、継続すべき優先業務を抽出した。業務影響分析として具体的には、業務が停止した場合に、国民、社会経済活動に、どのように影響を与えるかを地震の発生からの経過時間（1,3,12時間、1,3日、1,2,3週間、1ヶ月）ごとに以下のレベル～で評価を行った。

レベル：影響は軽微～

その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル

レベル：影響は小さい～

若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）

レベル：影響は中度～

国民生活上の不便、法定手続の遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生するレベル（真剣に復旧対応を行うべきレベル）

レベル：影響は大きい～

法令違反、重要な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起ることが予想されるレベル

レベル：影響は極めて大～

人命に関わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

業務影響分析の結果、1ヶ月以内にレベル以上の影響となる業務を継続すべき優先業務として抽出することとした。

抽出した優先業務は、情報収集体制の確立や省の災害対策本部活動、復旧準備と技術支援等、地震発生によって生じる直接的な対策業務である「首都直下地震応急対策業務」と、首都直下地震発生の有無にかかわらず存する国民の生命の安全、権利、財産の保全に係る許認可業務等の「一般継続重要業

務」に分ける。

以下にそれぞれの主な継続すべき優先業務について説明する。

3. 首都直下地震応急対策業務

(1) 情報収集・提供

災害時の応急対策活動の成否を左右するものは「情報」である。緊急輸送をはじめ首都直下地震発生時に国土交通省が担う業務に関する情報収集は、応急対策業務の中でも最も迅速に開始しなければならない。このため、地方支分部局、地方公共団体、関係機関等との連絡・調整体制を早急に確立する。

- ・ 1 時間以内に収集・整理された災害情報の第一報を報道機関等に公表する（インターネット回線状況、その他通信回線状況が良好な場合はホームページの公表も行う）。地方支分部局、地方公共団体、関係機関等へは、専用無線通信網と光ファイバ網や災害時優先電話を用いた FAX 等により情報提供する。このため、災害対策本部事務局員等の職員は、地震の発生後 30 分以内に防災センターに参集して情報収集等の初動体制、連絡体制を立ち上げる。出先の機関と連携して、河川・砂防・海岸・道路・鉄道・港湾・空港等の各施設被害、高速道路等の通行止め、鉄道・航空の事故・運休といった交通・輸送運行状況のほか、庁舎・通信施設の情報収集を行う。

また、観光関係、都市公園、建築物、下水道、営業倉庫、自動車運送事業、海上交通の状況等についても順次、情報収集を行い、被害の把握に努める。

表- 1 国土交通省が収集する情報

1. 即座に収集すべき情報

項目	担当	時間			
		1H	3H	12H	24H
(1)施設等被害					
河川施設	河川局				
土砂災害	河川局				
海岸保全施設	河川局・港湾局				
高速道路、国道、地方道	道路局				
鉄道施設	鉄道局				
港湾施設、航路	港湾局				
空港、航空保安施設等	航空局				
(2)交通・輸送運行状況					
高速道路等の通行止め情報	道路局				
鉄道事故・運休情報	鉄道局				
航空事故・運休情報	航空局				
(3)庁舎、通信施設					
情報通信施設	大臣官房				
庁舎	大臣官房				
ライフライン	大臣官房				
官庁施設	官庁営繕部				

2. 収集に若干時間的余裕のある情報

項目	担当	時間			
		1H	3H	12H	24H
(1)施設等被害					
観光関係被害（登録ホテル、旅館等）	総合政策局				
都市公園	都市・地域整備局				
建築物	住宅局				
下水道	都市・地域整備局下水道部				
(2)交通・輸送運行状況					
営業倉庫	政策統括官（物流担当）				
自動車運送事業（高速バス等の運行情報、トラック等の事故情報）	自動車交通局				
海上交通の状況（旅客船等の事故・運航情報）	海事局				

凡例		1時間
		3時間
		12時間
		1日間

(2) 災害対策本部の設置

国土交通省としての意思決定を迅速に行うために、幹部職員で構成する災害対策本部を速やかに設置する。応急対策活動は各省庁と連携して行う必要がある。政府の緊急災害対策本部との連絡・調整を密にし、政府の方針に沿って、効率的な応急対策活動を行う。

また、流言・パニック等の発生を未然に防止し、被災地の住民等が適切な判断と行動ができるように、正確かつ迅速な災害情報・応急対策活動状況を公表するための広報体制を確立する。

- ・ 3 時間以内に「国土交通省緊急災害対策本部」(本部長 : 大臣) を設置し、国土交通省としての対処方針を公表する。

(3) 基幹的広域防災拠点の運用開始

政府の緊急災害現地対策本部を有明の丘地区（東京都江東区）の東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設に設置し、緊急物資等の物流コントロールの基地として物資輸送中継基地や広域支援部隊のベースキャンプを東扇島地区（川崎市）に設置することが「首都直下地震応急対策活動要領」で決定されている。これらの地区の施設（ヘリポート、耐震強化岸壁、臨港道路等）の被害状況を早期に把握して、基幹的広域防災拠点として運用できるようにする。

- ・ 1 2 時間以内に、有明の丘地区及び東扇島地区の一部について基幹的広域防災拠点としての運用を開始させる。

(4) 緊急輸送活動及び交通の確保

「首都直下地震応急対策活動要領」では国土交通省の主な活動として、人員、傷病者の輸送、緊急物資の供給など、緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動などが規定されている。陸・海・空のあらゆる手段を利用して総合的・積極的に緊急輸送活動を実施し、救助、救急、消火等を行うための広域応援部隊や被災地域外から被災地域内へ物資の搬送が行われるよう緊急輸送基盤の応急復旧を行い、緊急輸送ルートを確保する。

避難者の動向、負傷者等の発生、緊急輸送活動の状況等の応急対策活動全般を考慮して必要と認められる場合には、緊急輸送活動のために優先的に機能確保すべき緊急輸送基盤（道路、港湾、空港等）について調整を行う。

- ・ 3 時間以内に政府の緊急災害対策本部等からの要請にもとづき、一般旅客定期航路事業者による部隊移動、医療搬送等の緊急輸送のための連絡・調整を行う。
- ・ 3 時間以内に道路情報板等により道路利用者に対して通行止め情報の提供を開始する。
- ・ 1 2 時間以内に自動車運送事業者、一般旅客定期航路事業者等による物資、食料の緊急輸送のための調整を行う。

- ・ 12時間以内に地方公共団体と連携をしつつ、道路利用者および帰宅困難者に対して、迂回ルートや復旧状況等の情報提供を開始する。
- ・ 1日以内に、広域支援部隊（警察、消防、自衛隊等）の進出のための緊急輸送ルートの供用、ヘリコプターの離発着のための空港の一部の供用、一部耐震強化岸壁の供用を行い、最低限度の緊急輸送基盤を確保する。

（５）被災施設の緊急復旧完了・供用開始

地震発生後は、緩んだ地盤の崩壊や損傷した構造物・施設等の倒壊等を引き起こし、人命等に危険を及ぼす可能性が高くなる。このような二次災害の発生を未然に防ぐために、被災施設の危険度の把握、緊急復旧・応急措置を行うための専門家派遣、資機材の確保に向けた連絡・調整を行う。

- ・ 12時間以内に被災地の被害状況の把握と復旧計画の立案を支援するための専門家や調査団の派遣・調整を行う。
- ・ 12時間以内に近隣の被災していない地方支分部局等は、あらかじめ定めたマニュアル等に従って、応援職員及び災害対策用機械等の資機材の派遣を行い、必要に応じて本省においても調整を行う。
- ・ 12時間以内に河川、道路、鉄道、港湾、空港等の被災箇所について、応急復旧を実施するために必要な指示、調整を行う。
- ・ 3日以内に各施設を緊急に復旧させる。直轄河川については洪水に対応するための緊急復旧を完了させ、道路については緊急輸送道路の一部供用を確保し、港湾については緊急物資輸送用の耐震強化岸壁の一部供用を確保する。緊急輸送の拠点となる空港については、その輸送に必要な施設の一部供用を行う。

（６）被災者の生活の場の確保

被災者の日常生活を営むための住居の確保は重要であり、精神的な安心、治安等に与える影響も大きい。被災者の生活の場の確保のための支援を行う。

- ・ 1時間以内に建築物の応急危険度判定士支援調整本部を設置し、応急危険度判定の迅速な実施に向け、判定士の調整を行う。
- ・ 1日以内に関係団体の協力のもと、被災住宅等の緊急補修についての相談窓口の設置を指示し、設置のための調整を行う。
- ・ 3日以内に被災宅地危険度判定の迅速な実施に向けて調整を行う。
- ・ 3日以内に被災地の情報をもとに、宿泊関係団体に対して宿泊施設の浴場提供等の支援・協力依頼の事務を行う。
- ・ 1週間以内に都道府県からの応急仮設住宅の建設要請に対して、迅速に対応できるように関係団体に準備を指示する。
- ・ 2週間以内に全国より大工等の建設技術者が参集するよう調整し、住宅修繕支援隊を結成するとともに、関係団体に住宅修繕支援隊本部を結成し、住宅再建・修繕支援の実施、被災者の生活を営むための住居の確保を図る。

表-2 総括整理表（首都直下地震応急対策業務）

復旧 目標 時間	開始すべき行動	国土交通省の活動		
		共通	交通確保・輸送活動	その他
1時間	●災害情報公表	・参集 他省庁・地方局連絡体制確立 ・情報収集		・被災建築物応急危険度判定士の調整
3時間	●省対処方針公表(大臣 会見)	・緊急災対本部設置 ・第1回本部会議 (情報集約と対処方針)	・緊急輸送(部隊移動、医 療搬送)の調整	・官庁施設の緊急点検
12時間	●基幹的広域防災拠点の 一部運用開始(政府) ・有明の丘/東扇島	・緊急復旧・啓開のための調整 ・専門家や調査団の派遣調整 ・広域応援・支援の調整	・緊急輸送(物資、食料)の 調整	・空き家情報提供のための 調整
1日間	●最低限の緊急輸送基盤 (道路、空港、港湾)確保		・広域支援部隊の進出のた めの緊急輸送ルートの一部 供用 ・空港一部供用(ヘリのみ) ・港湾(一部耐震強化岸壁) 供用	・被災住宅等緊急補修の電 話相談窓口設置の調整 ・車検証の有効期間の伸長 に係る連絡・調整
3日間	●主な緊急復旧完了・供 用 ・緊急輸送道路/岸壁/ 空港/河川 ●危険度判定の広域応援 ・建築物/宅地 ●災害復興住宅の融資	・緊急対策のための予算調整	・幹線道路、防災拠点への 緊急輸送道路の一部供用 ・空港一部供用	・被災宅地危険度判定の全 国調整 ・災害復興住宅融資のため の調整 ・直轄河川の緊急復旧完了 (洪水対応) ・宿泊施設への浴場提供等 依頼
1週間	●応急収容活動の実施		・港湾(耐震強化岸壁)全面 供用	・応急仮設住宅建設支援 ・官庁施設緊急対策支援
2週間	●住宅再建・修繕支援			・住宅修繕支援隊派遣調整

4. 一般継続重要業務

「一般継続重要業務」は、首都圏の被災地だけではなく全国の国民の生命・安全の維持や社会経済活動を支えるための業務である。適切な措置や行政サービスを継続、順次回復させ、より安全・安心な社会を提供する体制を構築する。

(1) 生命・安全の確保

国民の生命・安全の維持を確保に関する業務については、迅速に対応できるよう情報収集・対応体制を整えることが不可欠である。

- ・災害応急対策活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空交通の安全の確保を図るなどの運行(航)管理及び施設管理を現地にて継続できるよう、1時間以内に連絡・調整できる体制を整える。
- ・首都圏以外で台風や梅雨前線等による自然災害、運転事故や油汚染事故が発生した場合でも、12時間以内に対応できる体制を整える。
- ・災害対応に必要な統一河川情報システムに関する不具合状況を把握し、その解消に必要な指示、調整を行う体制を12時間以内に整える。

(2) 権利・財産の保全

国民の権利・義務や財産の保全に関して相当程度影響が生じる業務については、迅速に対応できるよう適切な措置や行政サービスを順次回復させる。

- ・許認可業務等の処理に関して、システムの停止が全国的に影響を及ぼす自動車登録検査業務電子情報処理システムの運用については、1日以内に保全・運用を図る。
- ・日本船舶以外の船舶の日本各港間の運送及び不開港への寄港の特許、水先人の免許更新等、航空機の耐空証明については、1週間以内に業務を回復させる。
- ・船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約証明書の交付等については、1ヶ月以内に業務を回復させる。

停滞した場合に社会的影響が比較的小さい許認可業務に関しても、更新期間の延長や、他地域での手続きの代行手段等の方策について検討を行い、国民の権利・義務や財産の保全への影響が可能な限り、小さくなるようにする。

その他の所掌業務については、地震発生当初は積極的に抑制し、その後、通常業務体制への移行が開始できる状況になった場合には、継続すべき優先業務の復旧・遂行に影響を与えない範囲内において、順次復旧・再開を目指すものとする。

表-3 総括整理表（一般継続重要業務）

復旧目標時間	業務のカテゴリー	代表的な国土交通省の業務
1時間	○即時に対応しなければ、直ちに国民の生命等に被害がおそれのある運行(航)管理、施設管理等業務	・航空路、空港及び航空保安施設の管理、運用 ・航空機の運航に関する許可、命令等
12時間	○首都圏以外の災害・事故等対応業務(警戒体制レベルの連絡調整ができる体制を確保)	・首都圏以外の交通機関、建築物、油汚染等の事故対応 ・首都圏以外での自然災害対応 ・河川情報の提供
1日間	○システムの停止が許認可業務等の処理にあたって全国的に影響を及ぼすようなシステム運用業務	・自動車登録検査業務電子情報処理システムの運用(バックアップ)
1週間以内～	○国民個人への資格の付与等、長期間業務が停滞すると、国民の権利・義務に直接相当程度の影響が生じる許認可業務 ※メルクマール：標準処理期間1ヶ月未満かつ月間平均処理件数1件以上	・水先人の免許更新等 ・航空機の耐空証明
1ヶ月～	○事業許認可等、一定期間業務が停滞しても社会的影響が比較的小さい許認可業務 ※メルクマール：標準処理期間1ヶ月以上または月平均処理件数が1件未満 ○政策の企画・立案等に関する業務	・旅行業の登録 ・倉庫業の登録

備考：赤枠内は継続すべき優先業務、その他は継続すべき優先業務とは見なされない業務

第4章 業務継続のための執行体制

業務を継続するために必要な参集要員の指定、適切な要員配置を行うための発災時の行動、安否確認を以下の通り行う。

特に、参集要員の指定にあたっては、勤務時間外に発災し、地震発生直後は、徒歩によって参集可能な人員で対応するという条件の下で、継続すべき優先業務の遂行状況を課室単位で検証した。

1．参集要員の指定

各部局各課室において、「首都直下地震の標準参集可能職員（想定）の考え方（参考-3）」にもとづいて算定した参集可能要員をもとに、本計画で抽出した首都直下地震応急対策業務及び一般継続重要業務を継続するために必要な職員（以下「参集要員」という。）を、あらかじめ指定しておく。また、人事異動等で変更があった場合も速やかに見直しを行うこととし、少なくとも年に2度（4月、8月を目途とする）参集要員の指定状況を災害対策室において集約する。

本計画では、課室単位で職員の確保が困難な場合は、局単位で職員を調整することとしているが、今後、勤務時間外に発災の場合は、全省を挙げて組織横断的に人員を活用するという視点も含めるものとする。

2．発災時の行動

地震の発生は、庁舎内外、昼夜、休日を問わない。勤務時間外、勤務時間内に発災することを想定し、参集職員がとるべき行動を全職員が理解できるよう、河川局災害対策室及び人事課等は連携して行動マニュアルを作成して徹底を図る（平成19年度中を目途）。それぞれの行動は概ね以下の通りとする。

(1)勤務時間外に発災

○参集要員の行動

- ・参集：参集要員は「東京23区内震度6強」以上の情報を覚知し次第、家族を含めた安否情報を各課総務係に報告した上で、指示を待つことなく速やかに本省に参集する。報告ができなかった場合でも、まず参集することとし、参集の途中で随時、報告を試みる。参集時には、可能な限り本人用の飲食物を持参するとともに、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、必要な事項を速やかに参集要員間で情報共有する。参集要員がやむを得ず参集できない場合は、速やかに所属長に状況を連絡し、所属長は当該参集要員の代わりとなる参集要員の調整を行う。
- ・業務遂行：参集後は首都直下地震応急対策業務及び一般継続重要業務を遂行する。

参集できない場合（例）

1. 職員または家族等が被害を受け、治療または入院の必要があるとき。
2. 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難なとき。
3. 職員の住居または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
4. 参集途上において、救命活動に参加する必要が生じたとき。
5. 徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね 20km 以上のとき。

状況連絡の内容（例）

- ・ 所属、氏名、出勤できない理由、連絡・避難先、連絡方法等。

なお、今後、本省へ長期間参集ができない場合を想定して、住居の近傍の事務所等において、継続すべき優先業務を遂行する体制の構築方策を検討する。

○ 非参集要員の行動

- ・ 自宅待機：非参集要員は家族を含めた安否情報を各課総務係に報告した上で、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機し、状況把握に努めつつ上司からの指示を待つ（安否情報等の連絡を受けた上司は、状況に応じて必要な指示を出す）。
- ・ 地域貢献：待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力に積極的に取り組む。

(2) 勤務時間内に発災

- ・ 勤務時間内に発災した場合は、むやみに移動せず公共交通機関の情報が明らかになるまで庁舎内で待機し、状況把握に努めつつ各職員は下記の行動をとる。

○ 参集要員の行動

- ・ 業務遂行：家族の安否を確認し、首都直下地震応急対策業務及び一般継続重要業務を遂行する。家族との連絡が取れない場合には、業務遂行に支障がないよう非参集要員に安否確認を依頼する。どうしても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合については、代替参集要員を確保し、上司の許可を得て帰宅して家族の安否を確認する。

○ 非参集要員の行動

- ・ 庁舎内待機：帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間は、むやみに移動せずに庁舎内で待機する（最低でも 1 日～2 日の待機はあり得る）。庁舎内待機中は、電源等のリソース面で問題のない範囲で、安否が確認されていない参集要員の家族の安否

確認や庁内の復旧業務も含めたロジ業務、首都直下地震応急対策業務及び一般継続重要業務の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動、避難者支援に従事する。

東京湾北部地震 M7.3 の避難者、帰宅困難者（H17.2 内閣府による被害想定）

避難者：1 日後最大 700 万人（東京都 310 万人）

帰宅困難者：昼 12 時で 650 万人（東京都 390 万人）、朝 5 時で 16 万人（東京都 7.3 万人）

（帰宅距離 10km から帰宅困難が始まり、20km 以上は全員帰宅困難と想定）

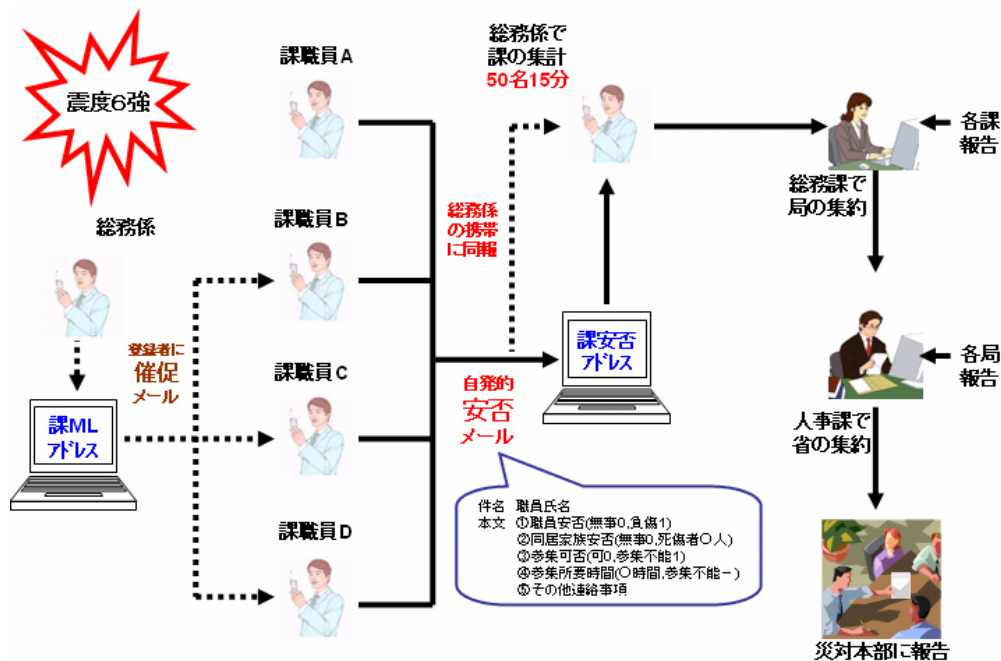
（帰宅困難者対策案：むやみに移動しない）

3 . 安否確認

職員及びその家族の安全の確保は、業務継続の第一歩である。業務継続活動を担う職員の確保体制及び当該職員が安心して業務に携わるため、人事課は平成 19 年度内に各部局に携帯メールを活用した安否確認方法を周知する。

地震が発生した場合、職員は職員自身及びその家族の生命・安全の確保を最優先とし、安否に関わる情報を平成 19 年度内に人事課が河川局災害対策室との連携により定める方法にしたがって速やかに報告する。家族の安否確認については、普段から家族内でメールや災害用伝言ダイヤル等の連絡方法を確認しておくよう徹底を図る。安否情報を集約するため、各部局総務課等においては、閉庁時であれば 3 時間以内に予め指名されている者が参集する。各部局総務課等は、各課総務係の安否情報をとりまとめて人事課へ報告し、人事課は省全体の安否情報を集約し大臣官房長へ報告、大臣官房長が災害対策本部において報告する。以上の習熟のため、年 1 回（9 月 1 日を目途）安否の報告についての訓練を実施する。

また、人事課において、自動集計を考慮したシステムの導入を検討し、災害時の安否確認の迅速化を図る。



東京23区内震度6強以上の情報が入り次第、職員は自発的に携帯メール等で安否連絡を行う。

図-3 安否確認方法

4. 権限委任

地震の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するためには、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されることが重要である。責任者が不在の場合も適切に意思決定がなされるように、予め部局長に係る権限委任を行う。

< 権限委任の考え方 >

- ・ 連絡が取れない場合は、意思決定に係る権限は、別途定められている場合を除き、予め定めた順序で自動的に委任されるものとする。
- ・ 本省へ参集できない状況にあっても、連絡が取れ指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。なお、地震の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するため、業務継続に支障のないよう、通信手段を確保し、連絡を密にするよう留意する。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

1. 庁舎・設備

(1) 庁舎

本省庁舎である中央合同庁舎第3号館は、建物に作用する地震力を低減させる免震構造、同2号館は、地震による揺れを減衰させる制振構造となっており、いずれも高い耐震性能が確保されている。想定する震度6強の地震動では、設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題となる庁舎に関する支障は生じないと考えられる。

しかしながら、職員の安全を確保するため、会計課は、庁舎の継続利用・入館可否を判断するための点検体制の構築や役割分担の明確化、2号館庁舎管理室との連携体制の検討、各課室の職員が速やかに判断できるようにしたチェックシート等の整備を行う(平成19年度を目途に実施)。各課室を使用する職員は、チェックシートにもとづき、執務室の被害状況の確認と使用の可否を判断し、各執務室等への立ち入りの可否がわかるような表示を行う。なお、執務環境の確保に当たって、官庁営繕部は会計課が行う初動対応及び復旧対応等の活動について技術的な支援を行う。

各部局(各課室)のロジ業務の担当は、各々の執務室の入居の可否の判断、安全の確保を行うこととする。会計課及び官庁営繕部は、可能な範囲で、これを支援する。また、各部局のロジ業務の担当は、各課室において二次災害の恐れ等、特段の被害を認めた場合には、会計課に速やかに報告する。

各部局は、応急対策活動が長期化することとも想定し、休憩室・仮眠室等、休養が取れる空間を確保する。そのために、事前に候補となる空間を検討しておく。

(2) 電力

業務継続に必須の資源である照明やパソコン等は、電力の供給状況に依存する。電力が基礎的な必須資源であることから、「首都直下地震対策大綱」では、首都中枢機関が、供給系統の多重化を図るほか、非常用電源他を確保することを定めている。中央防災会議による被害想定では、地震の発生後1日目で約13%、2日目で約11%、4日目で約6%(いずれも東京都内)が停電状態にあるものと予測している。

電力会社では、首都中枢機関への供給に関わるルートの多重化や、拠点施設の耐震性の再評価と必要に応じた耐震化を進めており、停電になる可能性は低いものと想定される。また、停電になった場合には、電力会社は、発電機車等により応急送電を実施する仕組みも整備している。

非常用発電設備は、商用電力供給が停止した場合、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わり、通常使用電力の半分程度を確保できる設備である。これにより、庁舎の防災上必要な負荷(消火設備、防災設備等)継続すべき優先業務を実施する上で必要な負荷のほか、防災センター(2号館

14階)については、全ての機器について通常どおりの使用が可能である。その他の執務室については、照明は4台のうち1台程度(通常の3~4分の1程度) コンセントは、床コンセント(非常用電源コンセント)のみ供給可能となっている。

非常用発電設備：

3号館については、燃料の補給なしで1週間程度の連続運転が可能である。2号館については、備蓄燃料で3日間程度の運転が可能であり、さらに燃料を補給すれば1週間の連続運転が可能である。

会計課は、平成20年度までに非常用電源コンセント(非常用電源回路)の使用実態を把握し、継続すべき優先業務上必要な負荷(コピー機、FAX、パソコン等)以外については、一般コンセントに接続替えを行う。

また、地震発生時に会計課等が行うべき点検内容、施設利用者が行うべき点検内容及び留意事項等については、マニュアルを作成する等、平常時から周知徹底を図っておく。

さらに、現在実施している年2回の定期点検のほか、平成21年度を目途に非常用発電設備を実際に用いた定期的な防災訓練を実施する。

(3) 備蓄

帰宅困難な状況が生じることから、最低1日~2日は庁舎内に留まらざるを得ない可能性があることも考慮し、継続すべき優先業務従事者に限定せず全職員を対象として3日分を目途に必要な食料、水、トイレの備蓄を確保し、災害時に適切に供給できる体制を確立する。また、来庁者分についても考慮する。

会計課は、必要量、備蓄完了時期等について検討を行う(平成19年度を目途)。

食料

備蓄必要量は、全職員の3日分及び来訪者等向けとして職員数の1割程度と想定する。

水

備蓄必要量は、食料備蓄と同様、全職員等を対象として3日分と想定する。備蓄の目安は一人一日3Lとする。貯水タンクが損傷することとも考慮し、ペットボトル等による備蓄についても検討する。

トイレ

備蓄必要量は、下水道の復旧には相当の時間(3日)を要する可能性があることから、最も備蓄が必要な勤務時間内の発災を想定して、全職員等を対象として3日分の備蓄を行う。

長期化した場合に備え、備蓄型の簡易トイレのみならず、仮設トイレの検討を行い、備蓄量を減らすことも併せて検討する。

(4) 排水機能

下水道が被害を受けた場合、庁舎から排水することができない。また、排水管からの漏水による二次災害を防止するため、下水道及び排水管の健全性が確認されるまでは、便所、給湯室等の使用を禁止する。

(5) 空調機能

会計課及び官庁営繕部は、連携して空調機能を確保する。

ライフラインが復旧し、安全が確認されるまでの間、全館の冷房・暖房は運転しない。したがって、業務継続上空調が必要な機器（サーバ等）を管理する課室においては、非常時においても当該機器の空調機能が確保されるよう前もって措置しておく。

会計課は、運転監視及び保守の委託業者とともに速やかに点検し、ライフライン復旧後、早期の運転ができる体制を整備する。

(6) エレベーター機能

会計課及び官庁営繕部は、連携してエレベーター機能を確保する。

3号館は免震構造により建物が受ける地震の加速度が減少するため停止の可能性は低いと考えられる。但し、P波を感知した場合は地震管制運転に入る可能性があるが、この場合においても、一定時間において自動的に復旧すると考えられる。

地震管制等により停止した場合には、専門の技術者による機械室及び昇降路の点検終了後、運用を再開する。地震時は復旧に時間がかかることも想定される。閉じ込めがあった場合は、閉じ込められた者に対して救出が完了するまで救出目途等の情報提供を行うように努める。

(7) 什器転倒対策

執務室のロッカーなどの什器転倒防止対策は、地震時における負傷者防止対策と国土交通省の業務継続の両方の観点から実施する。会計課は、各部署の責任で以下の事項が行われるよう指導・監督する。

また、各課室においては、特に重要なOA機器の固定を行うとともに、什器の転倒、書類・備品類の落下等による被害がないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにするなどの措置を講じ、その状況を常に確認する。

各課室は、平成19年度を目途に対策実施状況を把握し、対策状況が確認できないものも含めて転倒等の可能性があるものについては、シールを貼付して、注意喚起を図る。未対策什器については、速やかに什器の転倒等防止対策を講じる。

具体的な対策の実施に当たっては、内閣府及び東京消防庁の指針を参考とする。

執務室向け：「オフィス家具類・一般家電製品の転倒・落下防止対策に関する指針」(平成18年3月)

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-bousaika/kaguten/kt.html>

自宅向け：「転倒防止器具の取付け方法や安全な家具の置き方に関する指導指針」(平成17年3月)

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-bousaika/kaguten/okt.html>

「住宅における地震被害軽減に関する指針」(内閣府(防災担当))平成16年8月)

<http://www.bosai.go.jp/oshirase/h16/040825juutaku/juutaku.html>

2. 通信

(1) 電話設備

電話設備については、会計課が担当する。

地震発生時は、N T Tの災害時優先電話 を活用することにより発信を可能にする。また、平成18年度に、非常用電源に切り替わっても全ての電話が使用できるように措置済みである。

災害時優先電話：

“ 発信 ” が一般電話に比べ優先されるものであり、“ 受信 ” が優先されるものではないことに留意し、普段から応急対策業務時に支障のない使用方法を心懸ける必要がある。

障害発生時の体制として、勤務時間内は常駐している保守業者が対応することから、早期の復旧が可能である。勤務時間外の機器障害について、保守業者との連絡体制を強化し、復旧を可能とするよう措置する。

(2) 専用無線通信網と光ファイバ網

専用無線通信網と光ファイバ網については、電気通信室が担当する。国土交通省の情報通信を担う統合通信網は、専用無線通信網と光ファイバ網という異なったメディアを組み合わせた通信網となっている。

平成20年度までには、新たに同一地方ブロック内の地方支分部局間を接続し、映像等の防災情報の共有を図る情報ネットワークを構築するとともに、地方自治体等との情報ネットワークとも連携して防災情報共有体制の強化を図ることとしている。

災害発生時には、本省および地方整備局等の拠点において、設備稼働状況や各種監視装置で収集した警報等の情報を迅速に確認する。

通信回線に被災が発生した場合には、被災箇所を特定し、遠方から代替ルートの設定等を行い機能の復旧を図ることとしている。

機能の復旧ができない場合は、関東地方整備局と連携して必要な人員を確保したうえで、衛星通信車等の派遣を行い通信の確保(応急復旧)を行う。

また、併せて関東地方整備局と連携して必要な技術者、資材等を確保し早期に回線の本格復旧を図る。

首都直下地震発生時における課題

- ・無線回線に使用している通信用鉄塔の一部が耐震対策未了であるため、対策を早期に実施する必要がある。

表-4 鉄塔の耐震対策実施状況(関東地整のみ) 平成20年3月31日予定

回線種別	診断 未実施	対策 未実施	要対策数	総数	未対策率
本省～本局回線	0	0	0	32	0%
本局～事務所回線	1	1	2	33	6.1%
事務所～出張所回線	1	16	17	148	11.5%
総数	2	17	19	213	8.9%

- ・被災箇所の特定および復旧作業には、人員の確保が必要となるが、初動時において必要な人員の確保が困難である。

今後の対応策

- ・通信用鉄塔の耐震対策は、本省～本局および本局～事務所回線については平成19年度末までに対策を完了し、事務所～出張所回線については平成20年度末までに対策を完了(局舎の移転等を要するものを除く。)する。
- ・初動対応時に必要とする職員数の不足の一部を補うため、設備稼働状況の自動把握を行うシステムの検討を行う。

3. 行政情報システム

行政情報システムについては、行政情報システム室が担当する。

(1) 蓄積データ(省、局、課等)のバックアップ

システムの現状確認、障害時の対応

現在、職員が作成したデータは、多目的サーバにおいて局、課ごとに領域を割り当てて保存を行っている。バックアップについては、空きのディスク領域において、保存している。

今後の対応策

次期システム更新時に天災に起因する障害復旧についても保守対象とする契約を結ぶことにより、障害発生時における保守業者による復旧措置が可能となる(平成21年度を目途)。それまでの間、通常障害の保守業者との連絡体制、対応方法により暫定的に実施する。

他には、多目的サーバを冗長化することにより、信頼性の高いデータ保存が可能となる(平成19年度を目途)。

また、各職員においても、継続すべき優先業務を実施する上で必要となる情報を、各人のパソコンや外部メディアにバックアップとして予め保存しておく。

（２）メールシステム

システムの現状確認、障害時の対応

システムサーバは、分散して設置し、二重化が行われていることから、一方の建物で障害が発生した場合であっても利用可能である。

今後の対応策

次期システム更新時に天災に起因する障害復旧についても保守対象とすることにより、障害発生時の対応を可能とする（平成２１年度を目途）。それまでの間、通常障害の保守業者との連絡体制、対応方法により暫定的に実施する。

（３）インターネット環境

前提条件では、インターネットが６日間途絶としているが、情報管理上、インターネットは重要なインフラであることから、外部との接続を含め、以下のように対策を行う。

システムの現状確認、障害時の対応

インターネット環境を利用するためのネットワーク機器、サーバ機器については、耐震対策を実施済みである。

また、障害時には、保守運用業者が来庁し点検する体制を取っているが、現在の契約上は、業務時間中の対応となっている。

外部とのインターネット回線については、従来１回線しか契約していなかったものを複数回線とし、冗長性を確保している。

今後の対応策

今後、中間セグメント（本省と地方支分部局間、異なる地方支分部局間等の通信を中継している機器群）を遠隔地と二重化することで、首都直下地震時に本省が被災したとしても、異なる地方支分部局間等の通信が確保できるよう検討する（平成２０年度を目途）。

４．広報

地震の発生後は、国民、報道機関に対して、被災状況や災害対応状況等の情報を適切に提供する体制を整備することが重要である。広報課は、地震の発生後３時間を目途に報道発表及び情報提供できる体制を整備する。

また、災害時の対応を考えると、国土交通省の災害対応の広報の一手段として、ホームページは重要である。トップページに災害情報のコーナーを割り当てるとともに、防災担当にホームページの権限を付与して、地震の発生時には、防災担当が直接ホームページへの掲載及び更新を行うこととしている。

WEB サーバの管理は、行政情報システム室で実施している。2号館、3号館の両方にサーバを置いており、片方が使用できなくなっても、ホームページの情報更新は可能となっている。天災に起因する障害復旧についても保守対象とすることにより、障害発生時の対応が可能となる（平成21年度を目途）。

ただし、本計画ではインターネットが6日間途絶することを前提としており、インターネット回線が途切れるとホームページは使用できなくなる。そのため、広報課は、本省サーバ障害時に、地方の出先機関HP等を活用した情報提供について検討を行い、より障害に強い体制を確保する（平成21年度を目途。）。

5．防災センターの代替措置

本計画では想定災害を東京湾北部地震としたが、中央防災会議ではこの地震も含め、18タイプのM7クラスの地震を想定している。また、1923年の関東大震災（M7.9、死者・行方不明者10.5万人）クラスの海溝型地震は、その発生周期が200～300年であり、当面発生する可能性はほとんどないため想定災害とはされていない。

しかし、災害対策本部の活動拠点となる国土交通省防災センターは、国土交通省の災害対応の基礎として重要であることから、現時点では予見できない不測の事態に備え、庁舎使用不能時のバックアップ施設を国土地理院関東地方測量部（千代田区九段）と国土交通大学校（小平市）の2箇所を指定して整備を進める。また代替拠点に移った場合の広報対応についても併せて検討を行う。

6．帰宅困難者等への対応

災害が発生した場合の中央合同庁舎3号館庁舎内の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等に対する対応については、国土交通省の第一の役割は継続すべき優先業務の適切な実施であることを基本として、地域の一員としての国土交通省による共助の取組の観点から、行動マニュアルの作成等を行い、適切に対応するものとする（平成19年度以降順次実施）。

具体的には、災害発生後、直ちに庁舎の被災状況の点検や庁舎内に存在する者の状況等を確認し、門・玄関の封鎖や職員の配置等により外部者の移動制限や出入り管理等を行う。会計課は、各部局において庁舎内の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等の対応が円滑に行えるように各部局へ予め指示を行う。

来訪者

庁舎内の来訪者については、継続すべき優先業務の妨げにならぬよう、指定した待避場所において一時収容し、庁舎内の移動は最低限に留める。

うち負傷者・急病人については、緊急に手当が必要な負傷者や急病人は医療機関に順次搬送するとともに、緊急性の低い軽傷者には可能な応急手当を施し、他の庁舎内の来訪者ととともに待避場所へ誘導する。

庁舎外の帰宅困難者等

庁舎外の帰宅困難者等については、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受け入れ施設の紹介等の可能な支援措置を講ずる。

うち移動させることが困難な負傷者や急病人については、非常時優先業務の業務継続に支障を及ぼさないことを十分留意した上で、救急・救命措置、応急手当、医療機関への引き渡し等を行う。

今後、中央合同庁舎 3 号館と連絡通路を通じて往来可能となっている中央合同庁舎 2 号館の帰宅困難者対策との連携を図り、統一的な対応をすることにより、トラブルの回避に努め、業務継続の実施に支障を来さないようにする。

7．負傷者の救護

地震の発生時には、本省自ら被災し負傷者が発生する可能性もある。国土交通省消防計画によると、負傷者が発生した場合、医務室職員からなる救護班が応急手当を行うとともに、緊急を要する場合は医療機関に搬送することとされている。会計課、福利厚生課は、負傷者救護について、平成 19 年度を目途に地震の発生時に各部局が適切に行動できるよう方針を策定する。その際には、傷病者が発生した場合、その付近に居合わせた人が対応することも含め、「救命」、「悪化防止」、「苦痛の軽減」を目的として、速やかに対応することとする。

また、福利厚生課は必要な救護用品を確保し、適宜関係部署に配分等を実施する。

中央合同庁舎第 3 号館国土交通省消防計画第 4 章地震対策より抜粋

第 24 条 救護班は、負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、緊急を要する場合は医療機関に搬送する。 注：ここでいう救護班は医務室職員。

8．各個人における業務継続への取り組み

地震の発生を想定して職員各自で必要なもの、例えば、がれき等が散乱する中を帰宅する際に長時間歩くための靴(スニーカー)や飲料水等について、各自で用意を行うことを推奨する。

第6章 教育・訓練及び計画の見直し

訓練等

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つこと、すなわち「文化」として平時の業務の中にも定着させていくことが大切である。このため、実動体制を平時から想定させること、地震の発生後の施設等の機能を周知させることを目的とした訓練を定期的を実施する。

また、日常からの訓練が不可欠であり、基礎知識を与える教育のほか、机上訓練や意思決定訓練、徒歩参集訓練、安否確認訓練、システム稼動訓練、対策本部設営訓練など、様々な訓練、定期点検等を実施する。

(例)

- ・地震防災訓練
- ・徒歩参集訓練
- ・防災通信訓練、情報伝達訓練
- ・強制停電訓練
- ・定期停電点検
- ・業務継続計画に関する講演会・セミナー
- ・その他の臨時の業務実施方法への移行手順について訓練

地震発生訓練時に収集される情報や、各組織の対応については、訓練時及び、訓練が終了した後、適切に記録を残すものとする。記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう心がけ、これらの記録をもとに、より良い対応が行えるよう改善を図る。また、実際の地震災害が発生した場合でも、訓練と同様に情報収集・記録整備を行い今後の対応の改善に活かすようにする。その他、訓練の反省等を通し、必要となった物品については、必要量を検討し、予め確保を行う。

計画の見直し

訓練や計画のテスト・実行等を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていく。

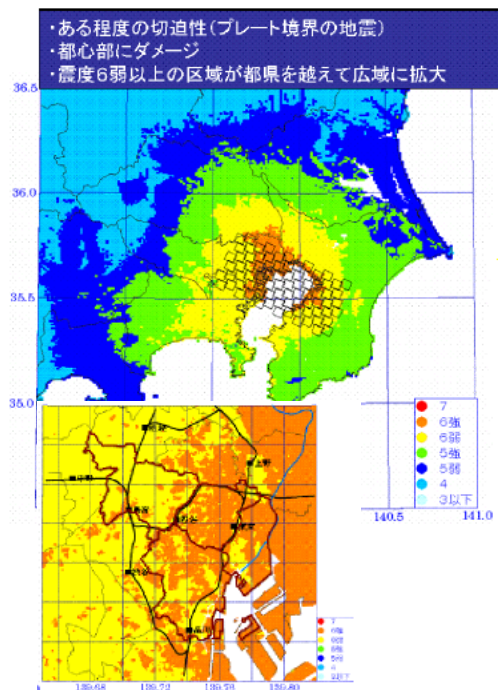
計画の見直しを行う体制として、「国土交通省災害対策連絡調整会議」を定期的開催し、check(点検) & action(見直し)を行う。また、外部有識者による評価についても、今後検討する。

(参考資料)

- 参考 - 1 東京湾北部地震の被害想定 (中央防災会議)
 参考 - 2 業務継続計画における被害想定の方考え方
 参考 - 3 首都直下地震の標準参集可能職員 (想定) の考え方

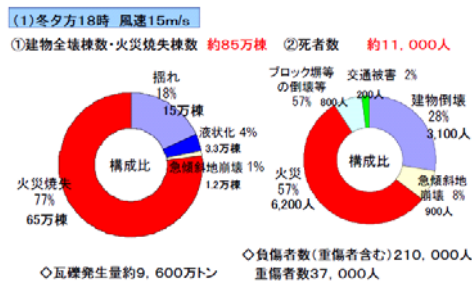
参考 - 1

- 東京湾北部地震 (M7.3) の震度分布と建物被害、人的被害、経済被害 (中央防災会議)



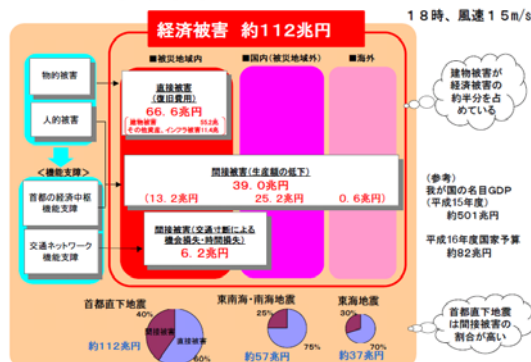
東京湾北部地震 (M7.3) の震度分布

建物被害、人的被害 (東京湾北部地震M7.3)

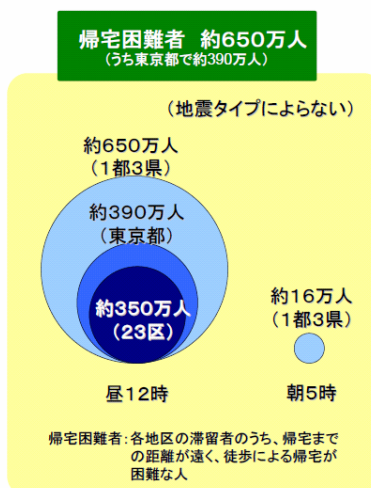
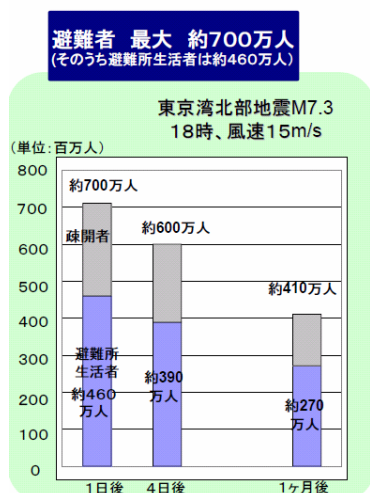


※ 18タイプの地震動中、建物全壊棟数が最大となるのは東京湾北部地震 (約85万棟)。死者数が最大となるのは都心西部地震 (約13,000人)。

経済被害 (東京湾北部地震M7.3)



- 首都直下地震時の避難者数、帰宅困難者数 (中央防災会議)
 避難者数、帰宅困難者数

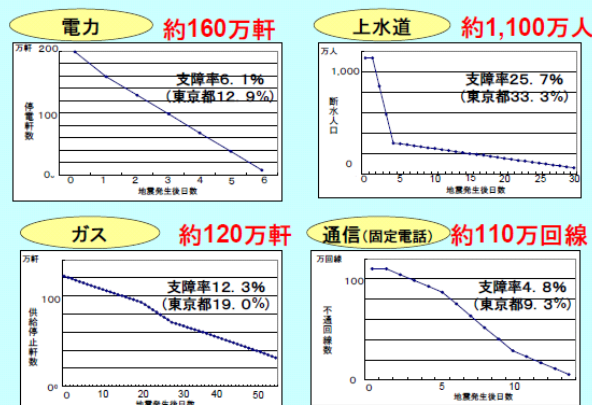


●首都直下地震時のライフライン施設被害（中央防災会議）

ライフライン施設被害（東京湾北部地震M7.3）

ライフライン施設被害による供給支障

18時、風速15m/s



※支障数は、発災1日後の数
 ※地下埋設物である上水道及びガスは復旧に時間を要する。
 ※各事業ごとに復旧作業の過程が異なっているため、復旧曲線は異なっている。

参考 - 2

●業務継続計画における被害想定の方考え方

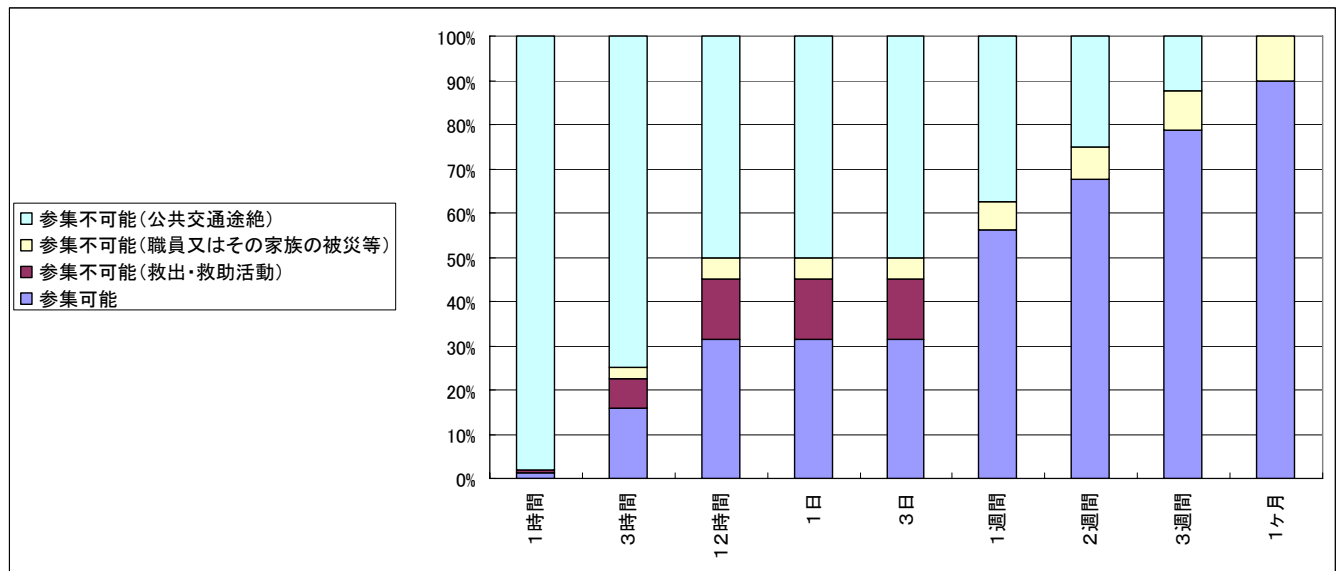
- ・首都直下地震（代表：東京湾北部地震）時の電力被害想定は、200万軒の停電が発生し、その応急復旧を6日間で完了することを目標としていること、また、「首都直下地震対策大綱」における機能目標と対策において、仮に停電した場合でも、首都中枢機関の重要設備の電力を1日以内に供給できるようにすることから、安全側を想定して、電力の復旧日数は2日とした。
- ・インターネットの閲覧については、外部の状況が関係するため、本検討では、停電の応急復旧が完了する6日程度とする。
- ・東京都水道局では、平成18年8月「東京都水道局震災応急対策計画」を改定し、国が設定した復旧目標日数（都内全域30日、首都中枢機関等3日）以内の復旧を可能とするよう応急復旧活動体制を整備した。
- ・電話については、阪神・淡路大震災での輻輳期間は連続5日間（のべ6日間）だったが、首都直下地震の場合、阪神大震災を上回る7日～10日は、かかりにくくなると想定している（NTT東日本からのヒアリングによる）。
- ・電話、電力は、首都中枢機関は優先的に復旧（電話については被災状況に応じて代替手段等により通信を確保）する方針とのこと（NTT東日本、東京電力からのヒアリングによる）。
- ・光ファイバ網：部分的に基線、幹線、本線、支線の橋梁、マンホール等の接続部でケーブル切断が発生する可能性がある（震度6強以上の場合20%程度、震度6弱以上の場合5%程度）。
- ・専用無線通信網：震度6強以上の区域の約20%の事務所、出張所の無線施設が被災する可能性がある。本省～関東地方整備局本局～事務所

は、迂回路を使用するため通信は継続可能であるが、有線の一部の事務所等は途絶する。

参考 - 3

●首都直下地震の標準参集可能職員（想定）の考え方

		1 時間	3 時間	1 2 時間	1 日	3 日	1 週間	2 週間	3 週間	1 ヶ月
参集不可能（公共交通途絶）	徒歩で参集できない	98%	75%	50%	50%	50%	38%	25%	13%	0%
参集不可能（職員又はその家族の被災等）	職員又はその家族の被災率 10%	0%	3%	5%	5%	5%	6%	8%	9%	10%
参集不可能（救出・救助活動）	救出・救助活動率 30%	1%	7%	14%	14%	14%	0%	0%	0%	0%
参集可能		1%	16%	32%	32%	32%	56%	68%	79%	90%
計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%



地震の発生 1 時間後の参集の考え方：毎時 4 k m の速さの連続歩行で参集すると考え、4 km 圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の 1 割が参集できない。また、職員の 3 割が救出・救助活動に従事。したがって、4 km 圏内の職

員のうち約 6 割が参集可能。

地震の発生 3 時間後の参集の考え方：毎時 4 k m の速さの連続歩行で参集すると考え、1 2 k m 圏内の職員が参集可能。しかし、本人の死傷及び家族の死傷等、被災のため、職員の 1 割が参集できない。また、職員の 3 割が救出・救助活動に従事。したがって、1 2 k m 圏内の職員のうち約 6 割が参集可能。

地震の発生 1 2 時間後の参集の考え方：2 0 k m を越えると帰宅困難になるとの想定があることから、2 0 k m 圏内の職員が参集可能。しかし、3 時間目の参集の考え方と同様の理由で 4 割が参集できない。したがって、2 0 k m 圏内の職員のうち約 6 割が参集可能。

地震の発生 1 日後の参集の考え方：1 2 時間後と同じ考え方をとる。

地震の発生 3 日後の参集の考え方：1 2 時間後と同じ考え方をとる。

地震の発生 3 日より後の参集の考え方：地震の発生 3 日以降、公共交通機関は徐々に回復し、2 0 k m を越える職員も徐々に参集可能。1 ヶ月後は、職員の死傷等により、1 割が参集できないことを仮定し、全職員の 9 割が参集可能。3 日後から 1 ヶ月後の間は、その間を直線補完して、参集可能人数を計算。

- ・阪神・淡路大震災における救出・救助活動の事例（「阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録」（ぎょうせい、1996 年）より）
- ・地震発生後 1 ～ 2 時間では、アンケートを受けた市民の約 2 割であり、3 0 ～ 5 0 歳代の男性は 3 人に 1 人が活動に従事
- ・阪神・淡路大震災の事例（内閣府 H P より）

県・市役所の地震発生後の出勤状況

	地震発生当日	2 日後	3 日後	4 日後	5 日後
兵庫県	2 0 %			約 7 割	
神戸市	4 1 %	約 6 割	約 7 割	約 8 割	約 9 割
伊丹市	7 5 %	8 0 %	8 3 %	8 5 %	
西宮市	5 1 %	6 6 %	6 9 %	7 8 %	
芦屋市	4 2 %	5 2 %	6 0 %	6 9 %	
宝塚市	6 0 %				

阪神・淡路大震災の出勤状況を参考としない理由：阪神・淡路大震災の出勤状況は、県・市庁舎近辺に職員の宿舎・住宅があると考えられることから、出勤率はかなり高くなっている。しかし、国土交通省本省職員は、通勤調べの結果より、庁舎からかなり離れたところに住まいがあると推定されるため、阪神・淡路大震災の事例は参考としない。